

放射性物質汚染廃棄物処理事業

133, 237百万円（77, 224百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物の一部は、東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質により汚染されている。放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月26日には原子力災害対策本部より「除染に関する緊急実施基本方針」が示された。また同日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が成立した。これらにより、指定地域内の廃棄物（対策地域内廃棄物）および、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準を超えるもの（指定廃棄物）については、国がその処理を迅速に行う必要がある。また、新たに発生した8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む可燃性廃棄物については、市町村等が統括的な責任を有しているものの処理が進まないことから、その処理を促す必要がある。

そこで、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物および指定廃棄物等を迅速に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として本事業を行う。

2. 事業計画（業務内容）

「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、対策地域内廃棄物および指定廃棄物等を迅速に処理するために、以下の業務等を行う。

- （1）対策地域内廃棄物処理
- （2）指定廃棄物処理（最終処分場の確保を含む）
- （3）廃棄物処理施設モニタリング
- （4）新たに発生した汚染廃棄物の処理促進

3. 施策の効果

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物等の処理の迅速な実施。